

守口市普通財産維持管理業務委託

守口市

守口市普通財産維持管理業務委託仕様書

1 業務委託の名称

令和7年度守口市普通財産維持管理業務委託

2 業務対象施設、履行場所、及び履行期間

別紙、守口市普通財産維持管理業務委託 対象施設等一覧表のとおり

※※旧わかたけ園及び旧橋波公園について、売払いを予定していることから、所有権の移転日によって、契約期間を別途協議するものとする。

3 業務目的

本業務は、業務対象施設において施設の損傷や崩落等により起こりうるリスクを予防するとともに、施設の美化に努め衛生的な環境を維持することを目的とする。

4 業務時間

各施設ともに午前9時から午後5時30分の間まで。

5 業務内容

1) 巡回清掃

- ① 2回／週で、施設の外観点検を行うこと。
- ② 2回／週で、敷地内及び敷地周辺を清掃すること。

2) 除草

各施設において、景観の美化及び病虫害防除のために、必要に応じて除草を行い、近隣に迷惑とならない良好な環境を維持すること。また、近隣住民等から通報があった時は、随時対応すること。

3) 廃棄物の処理等

- ①業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、関係法令を遵守し原則として受注者の負担とし、廃棄物（専ら物4種・可燃ごみ等）は適正に処理すること。
- ②廃棄物の保管場所及び収集場所は、施設管理担当者の指示による。

4) 事業系一般廃棄物として処理できない不法投棄物（以下、「投棄物」という）及び施設確認作業

投棄物や施設異常を発見した時は、次の情報を収集し、記録、報告を行うこと。

ア 発見日時、場所の特定を行う。

イ 投棄物の種類、投棄量、施設の状況、その他参考事項を写真に収め報告を行う。

6 資機材等

業務に必要な資機材等は、受注者の負担とし、施設管理担当者より指示された場所に、整理して保管するものとする。

7 緊急対応

次のときは、緊急対応として現地確認及び報告を行うこと。

- 1) 近隣住民等からの苦情があったとき。
- 2) 天災により、施設の損傷や、樹木やごみ等の散乱のおそれがあるとき。
- 3) その他発注者が必要に応じて要請したとき。

発注者が要請したときは、原則として当日中に現地を確認することとする。

なお、必要があった場合の清掃等の作業も緊急対応に含むこととする。

8 服務規程

- 1) 受注者は、近隣への配慮を忘れず騒音等に十分注意する。
- 2) 受注者は、作業を実施するにあたり、知り得た事項を他に漏らすことのないようにする。
- 3) 勤務中は制服を着用し、身なり、勤務態度に気をつけること。
- 4) 受注者は、定期的に作業の状況を確認し、本業務履行に必要となる研修、訓練等を行う。

(研修、訓練の例)

安全管理に関すること、使用する機械器具等の使用方法

9 提出書類

受注者は、発注者と十分に協議したうえで、次に掲げる書類を作成し、提出すること。

(提出は、原則メールにて電子データで提出すること。)

	提出書類	内 容	提出時期
1	業務計画書	1.業務全体管理体制 2.使用車両一覧表 3.安全管理体制 4.その他必要な事項	本業務開始前及び内容変更時
2	作業従事者名簿	氏名・連絡先・経歴等	本業務開始前及び内容変更時
3	月間予定表	月間で実施する作業計画書	本業務開始前及び内容変更時
4	巡回・清掃作業	作業実施状況及び報告事項	当月の作業完了後

	報告書		
5	除草作業報告書	1.作業報告書 2.作業前・後写真	作業完了後
6	不法投棄等報告書	不法投棄や施設異常を発見した場合は、状況報告及び写真撮影を行う	発見確認後、速やかに
7	緊急対応時報告書	緊急で現地確認を行った場合に、状況報告及び写真撮影を行う	緊急対応後、速やかに

10 管理体制

業務責任者の選任、及び業務

- ①発注者への連絡、報告及び協議
- ②従事者への教育及び管理指導
- ③通常業務及び緊急対応の調整
- ④書類の作成及び提出

11 関係法令等の順守

- ①受注者は、委託業務の実施にあたり適用される労働関係法令等を順守し、適法かつ適切な手法を用いて誠実に業務を履行しなければならない。
- ②受注者は、本業務に従事する者に対し、基本的人権について正しい認識を持って当該業務を遂行できるよう、発注者が実施する啓発行事への参加の促進や、受注者において、人権啓発研修を実施するなど、人権啓発の推進に努めるものとする。

12 その他

この仕様書に定めのない事項について、疑義を生じたときは、両者協議の上で決定するものとする。

守口市普通財産維持管理業務委託 対象施設等一覧表

業務対象施設	履行場所	履行期間	敷地面積（㎡）
旧わかたけ園	菊水通２－８－１７	令和７年９月１日～令和８年３月３１日	１,０４４.０１
元京阪公設市場	金下町１－７－５	令和７年９月１日～令和８年８月３１日	１,５４２.３７
旧桜町団地（元守口公設市場及び桜町外店舗含む）	桜町８－８	令和７年９月１日～令和８年８月３１日	２,５９９.８２
旧障がい者・高齢者交流会館	日吉町１－２－１２	令和７年９月１日～令和８年８月３１日	３６６.７２
旧橋波プール	大宮通１－５０－２	令和７年９月１日～令和８年８月３１日	１,５１９.９６
旧大宮公園	大宮通１－５０－９（１０, １１）	令和７年９月１日～令和８年８月３１日	２,６８１.１０
旧橋波公園	西郷通１３－１	令和７年９月１日～令和８年３月３１日	１,２６４.４１
合 計			１１,０１８.３９

※旧わかたけ園及び旧橋波公園について、売払いを予定していることから、所有権の移転日によって、契約期間を別途協議するものとする。